

入札案内書

熊本県 農林水産部 水産局 水産振興課

TEL : 096-333-2456

一般競争入札の御案内

◆1 入札には、個人、法人いずれの方でも参加できます。

◆2 実際に入札に参加するには？

◎事前に提出いただく書類

令和8年(2026年)2月20日(金)の午後5時までに、次の書類を提出していただきます。

①入札参加申込書(様式第1号)

②役員の一覧表(様式第2号)(法人の場合)

③印鑑登録証明書※原本

◎入札当日に必要な書類等

<本人が参加する場合>

①入札保証金(封筒等に封かんした状態のまま、入札前にお預かりします。)

(※契約希望金額の5%以上の現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手をお預かりします。例えば110万円で契約したいと希望されれば55,000円以上の入札保証金となります。)

②入札書(様式第4号)

③印鑑(事前に提出いただいたいる印鑑登録証明書の印鑑)

<代理人が参加する場合>

①入札保証金(※「本人が参加する場合」の①入札保証金を参照)

②委任状(様式第3号)

③入札書(様式第4号)

④印鑑(委任状に押印された代理人の印鑑)

◆3 入札時の手続は次のとおりです。

① 入札書に物件の購入希望金額の110分の100に相当する金額を記入し、入札保証金を事前に提出した上で、入札箱に入札していただきます。(例えば110万円で購入したいと希望されれば、入札書には100万円と記入してください。)

② 入札後、直ちに開札し落札者を決定します。

③ 落札者は、予定価格以上の価格で最も高額で有効な入札書を提出された方となります。

◆4 留意事項

①物件の公開

次の日程のとおり物件を公開します。現物確認を希望される方はお越しください。

公開日時 令和8年(2026年)2月9日(月)～令和8年(2026年)3月3日(火)
随時(下記に事前の電話予約をお願いします。)

公開場所 熊本県宇城市三角町三角浦1160-179
熊本県漁業取締事務所棧橋 ※別紙「物件公開場所地図」を参照
電話: 0964-52-2183

②入札の実施方法

入札は、この入札案内書中の「入札参加要領」のとおり実施しますので、別途掲載しています「入札公告」と併せて事前によくお読みください。

③契約の締結

落札された方は令和8年(2026年)3月11日(水)までに契約額の10%以上の契約保証金の納付と、落札者が法人の場合は併せて法人登記簿の現在事項証明書の原本を提出していただきます。納付等の確認後、正式に契約締結することとなります。

④その他

入札手続等で不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

熊本県 農林水産部 水産局 水産振興課 担当: 齊藤、松尾

電話: 096-333-2456

資 料 内 容

1 入札による売買の流れ	P 4
2 売却物件・売却に伴う注意事項	P 5
3 物件の公開	P 6
4 入札参加要領	P 7 ~ 10
5 入札参加に必要な書類の記載例	
入札参加申込書(記載例) ····· 様式第1号	P 11 ~ 12
役員の一覧表(記載例) ····· 様式第2号	P 13
委任状(記載例) ········· 様式第3号	P 14
入札書(記載例) ········· 様式第4号	P 15 ~ 16
6 公有財産売買契約書(案)	P 17 ~ 20
7 入札日に持参する書類等チェックリスト	P 21
8 落札後の手順	P 22
9 入札の関係様式	
入札参加申込書 ········· 様式第1号	P 23
役員の一覧表 ········· 様式第2号	P 24
委任状 ············· 様式第3号	P 25
入札書 ············· 様式第4号	P 26

〈入札による売買の流れ〉

① 入札の公告

令和8年(2026年)2月9日(月)

①入札の公告等

熊本県ホームページに、「入札公告」及び「入札案内書」を掲載します。

② 物件の公開

令和8年(2026年)2月9日(月)

から

令和8年(2026年)3月3日(火)

随時

但し、要電話予約(0964-52-2183)

②物件の公開

現状有姿での引き渡しとなりますので原則として物件(現物)を確認してください。

場所: 熊本県宇城市三角町三角浦 1160-179

熊本県漁業取締事務所桟橋

※「物件公開場所地図」参照(P 5)

③ 申込受付期間

(水産振興課へ郵送又は持参にて提出)

令和8年(2026年)2月20日(金)
午後5時まで必着

③入札参加申込み(事前申請)

入札参加申込書(様式第1号)

印鑑登録証明書

役員の一覧表(様式第2号)(法人の場合)
を期限までに提出。※証明書類は原本を提出

提出先: 〒862-8570(県庁専用番号)

熊本県農林水産部水産局水産振興課

※期限内に必着ですので、郵送の場合余裕を持って提出してください。

④ 入札

日時: 令和8年(2026年)3月4日(水)

午前11時

場所: 熊本県庁行政棟本館8階
農林水産政策課分室

④入札(当日)

入札書(様式第4号)

印鑑(印鑑登録証明書の印鑑)

委任状(様式第3号)(代理の場合)

入札保証金(購入希望額の5%以上の現金又は
銀行振出小切手)を封筒等に封かんの上、持参し
てください。

⑤ 開札、落札者決定

⑤開札、落札者決定

入札締切後、即時入札者の面前で開札し、
落札者を決定します。

⑥ 契約締結

- ・契約の申出及び契約保証金納付期限
令和8年(2026年)3月11日(水)
- ・契約締結期限
令和8年(2026年)3月16日(月)

⑥契約締結

契約保証金(契約額の10%以上)。入札保証金
を充当する場合はその差額。)

法人登記簿の現在事項証明書(落札者が法人
の場合)※原本を提出

左記の期限までに契約の申出、保証金の納付
及び書類の提出をお願いします。

⑦ 売買代金の支払

- ・売買代金の支払期限
契約締結の日から15日以内

⑦売買代金の支払

支払期限までに(契約保証金を売買代金に
充当する場合はその差額を)お渡しする納付
書でお支払いください。

⑧ 物件の引き渡し

令和8年(2026年)4月23日(木)
午後4時まで
かつ所有権移転登記確認後に引き渡し

⑧物件の引き渡し

売買代金納付確認後、所有権移転に必要な
書類をお渡しします。移転登記済証等の確認
後、令和8年(2026年)3月23日午後4
時までの引き渡しとなります。引き渡しは現
状有姿のままです。

【売却物件】

1 名称 船舶
2 船名 あまくさ
3 用途 漁業取締船
4 所在地 熊本県宇城市三角町三角浦 1160-179
5 竣工年月日 平成18年(2006年)3月9日
6 性能・構造
① 総トン数等 27トン 軽合金船 全長 19.90m
② 登録長さ・幅・深さ 19.50m×4.30m×2.20m
③ 主機関 MTU社製 MTU12V2000M70型×2基
連続最大出力 764kW×2
④ 推進装置 ナカシマプロペラ社製
5翼固定ピッチプロペラ×2基
⑤ 発電機関 いすゞマリン社製 UM4BD1E-50型×1基
定格出力 37kW/1,800rpm
⑥ 航続距離 300海里(航海速力にて)
⑦ 登載人員 船員5名 その他の乗船者6名 合計11名(24時間未満)
その他の乗船者1名 合計 6名

7 航海・無線機器

MF・HF送受信装置、国際VHF無線電話装置、衛星EPIRB、レーダートラ nsponda、ナブテックス受信機、双方向無線電話装置、27MHzDSB送受信装置、レーダー、真風向風速計、GPS航法装置、サテライトコンパス、カラーLCD魚探、電子海図表示装置、マルチディスプレイ、デジタル水温計

8 装備

① キャプスタン 500kgf×12m/min×1基
② キャプスタン 280kgf×15m/min×1基

9 その他特記事項

- 船舶国籍証書により、日本国籍のみ有している。
- 船舶国籍証書検認期限：令和13年4月8日
- 船舶検査証書有効期限：令和8年3月8日
- 無線局免許状の有効期間：令和13年2月28日
- 電波を発する機器は、現行の電波法上使用できない。(新スプリアス規制)
- 左舷主機関付属の充電機(オルタネーター)に不具合がある。

【売却に伴う注意事項】

- 売却物件の所有権は、買主が代金を全額納付したときに、買主に移転します。
- 売主は、売却物件を現状有姿のまま、買主に引き渡します。
- 買主決定の時から売却物件の引き渡しの時までにおいて、売却物件が天災その他売主の責めに帰することができない理由により滅失又は毀損した場合は、売主に対して代金の減免及び損害賠償を請求することはできません。
- 所有者移転登記等の手続きに係る経費については、買主の負担となります。
- 引き渡し場所は、三角港内、漁業取締事務所前の熊本県漁業取締事務所棧橋になります。買主が売却物件を移動させてください。なお、移動に関する経費については、買主の負担になります。

裏面あり

【物件の公開】

現状有姿での引き渡しとなりますので、必ず物件(現物)を確認してください。

場所：熊本県宇城市三角町三角浦 1160-179 熊本県漁業取締事務所桟橋

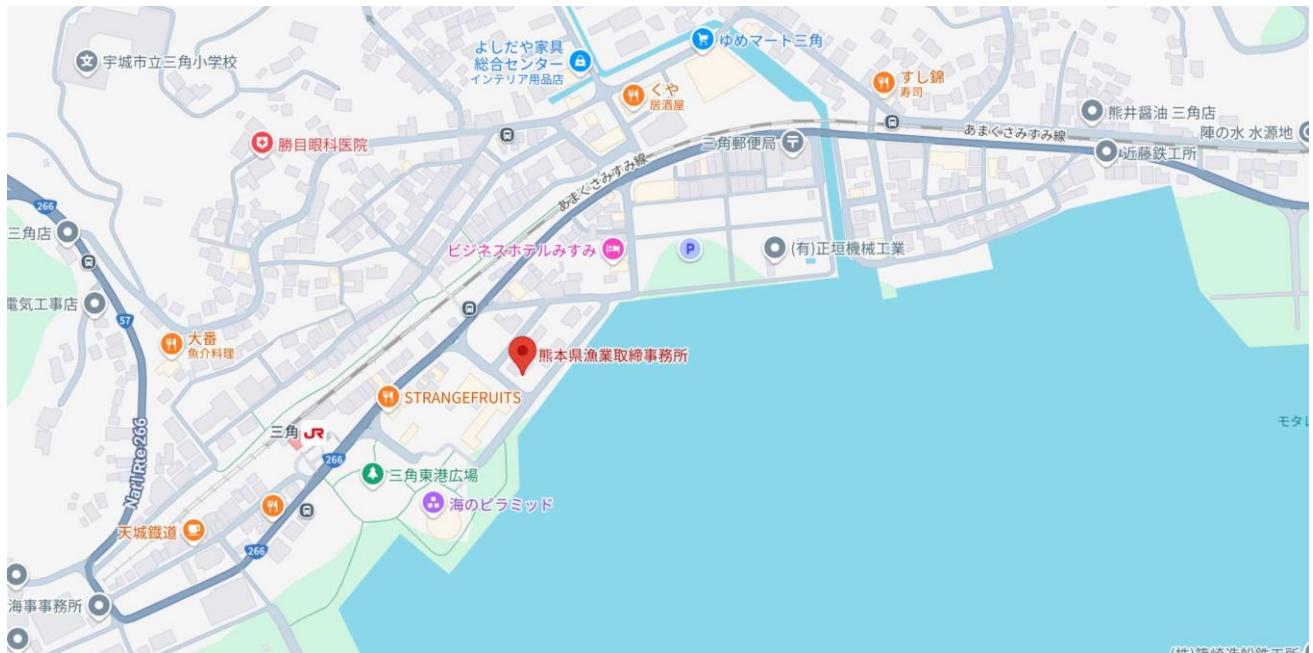
※事前に電話をお願いします。熊本県漁業取締事務所：0964-52-2183

令和8年(2026年)2月9日(月)から令和8年(2026年)3月3日(火)まで

随時

物件公開場所地図

漁業取締事務所 (JR三角駅より徒歩5分)



入札参加要領

熊 本 県

熊本県が行う公有財産売却の一般競争入札に当たっては、次の事項を承知した上で入札に参加してください。

この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、熊本県会計規則、その他の法令及び県の指示によることとします

1 次のいずれかに該当する方は、この入札に参加できません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過していない者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく、契約をしなかった者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 次のいずれかに該当するものとして熊本県警察本部(以下「熊本県警」という。)から排除要請があった者(※入札参加申込書の提出後、熊本県警に確認を行います。)
 - ① 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ② 条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者

2 入札及び開札の時間、場所は次のとおりです。

入札日	令和8年(2026年)3月4日(水)
入札時間	午前11時
開札時間	入札締切後即時
入札場所	熊本県庁農林水産部農林水産政策課分室(熊本県庁行政棟本館8階) 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

※駐車場は満車の場合もありますので、時間に余裕を持って来られるか公共交通機関のご利用をお願いします。

3 次のとおり物件を公開します。

公開日時 令和8年（2026年）2月9日（月）から
令和8年（2026年）3月3日（火）まで（※随時下記へ要予約）
公開場所 熊本県宇城市三角町三角浦1160-179
熊本県漁業取締事務所桟橋 TEL 0964-52-2183
※別紙「物件公開場所地図」を参照

入札者は原則として物件を確認した上で入札してください。現状有姿でのお引き渡しとなりますので、落札後の船の状況に関する苦情等は、一切お受けできません。

現物を確認されていない場合についても、現物を確認したものとみなします。

4 入札参加に必要な書類等は、次のとおりです。

入札参加希望者は、下記①のアからウのうち必要な書類を提出期限までに、下記提出先に持参又は郵送で提出してください。郵送する場合は簡易書留郵便とし、期限までに必着です。

提出された書類に不備があり、提出期限までに不備が解消できない場合は入札に参加できません。なお、提出された書類は返還できませんので御了承ください。

①事前に提出が必要な書類

- ア 入札参加申込書（様式第1号）
- イ 印鑑登録証明書※入札公告日以降に発行された原本を提出してください。
- ウ 役員の一覧表（様式第2号）（法人の場合）

※ 現在、物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有すると決定されている者で、令和6年（2024年）1月1日以降に役員の一覧表を熊本県出納局管理調達課に提出し、その後の役員等に異動がない場合はその旨申し出ることにより書類の提出は不要とします。

提出期限：令和8年（2026年）2月20日（金）午後5時必着

提出先：県庁郵便番号 862-8570 熊本県農林水産部水産局水産振興課

②当日持参するもの

- ア 入札書
- イ 印鑑（印鑑登録証明書の印鑑、又は代理人の印鑑）
- ウ 委任状（様式第3号）（代理人が参加する場合）
- エ 入札保証金（購入希望金額の100分の5以上に相当する金額を現金、又は銀行が振り出し若しくは支払保証をした小切手を持参してください。）

5 入札保証金は、入札者名を記載した封筒等に封かんしたものを「預り証」と引き換えに封かんのままお預かりします。落札者決定後、落札された方以外の入札保証金は「預り書」と引換えにお返しいたします。

なお、入札保証金の金額については、再度の入札があることを考慮した上で納付することとする。

6 入札回数は2回を限度とします。

7 郵送による入札は認めません。

8 入札書(様式第4号)は、必要事項を黒インク等消えにくいもので明確に記入し、誤記又は脱字のため加除したときは、その箇所に二重線を引き押印してください。ただし、入札金額の訂正は認めません。

代理人が入札する場合は、入札書に委任状を添えて入札箱に投函してください。

また、代理人が入札する場合の入札書への記載内容は、本人でなく、代理人の記名・押印になりますので御注意ください。

9 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

10 天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期し、又は入札若しくは開札を中止することができます。この場合の入札参加に伴う損害は、各入札者の負担とします。

11 開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。

12 開札し落札者が決定したときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。

13 次のいずれかに該当する者は入札に参加できません。

- (1) 遅刻者
- (2) 1に定める事項のいずれかに該当する者
- (3) 4に定める必要書類を提出しない者
- (4) その他入札執行者の指示に従わなかった者

14 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 二以上の意思表示をした入札
- (10) 記載事項を訂正し、これに押印のないもの
- (11) 郵送等による入札
- (12) (1)から(11)までに定めるもののほか、県が指定した条件に違反した入札

15 落札者は、県が前もって設定した予定価格以上で最高の価格をもって、有効な入札をした者とします。

16 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、この入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない熊本県職員に引かせます。

17 落札決定後に、物件に隠れた瑕疵(かし)が見つかっても、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の拒否はできません。

18 落札者は、令和8年（2026年）3月11日(水)までに契約金額の100分の10以上の契約保証金(入札保証金を契約保証金に充当される場合はその差額)を熊本県に納付し、落札者が法人の場合は、併せて法人登記簿の現在事項証明書(入札公告日以降発行の原本)を熊本県に提出しなければなりません。

19 契約の締結は、県が定めた売買契約書により、落札日から令和8年（2026年）3月16日(月)までに行うこととなります。期限までに契約保証金の納付がない場合、又は契約締結の期限までに契約に応じない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金又は契約保証金は熊本県に帰属することとなります。

20 落札者に物件を引き渡すまでの間、破損、紛失等の被害を受けても、県は一切責任を負いませんので、売買代金納入後は速やかに所有権移転登記を行い速やかな物件の引き取りをお願いします。

21 物件の引き取りに際し必要な運搬費用等の経費は、全て落札者の負担とします。

22 物件の落札者への所有権移転登記前に、この入札及び落札に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

23 売買代金の納入期限は、契約締結の日から15日以内となります。落札者が納入期限までに売買代金を支払わない場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を県に納めていただきます。最終的に契約を締結しない場合は、落札者が納入した契約保証金は熊本県に帰属することになります。

24 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息はつけません。

25 この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、熊本県会計規則及び熊本県の指示によることとします。

■物件の表示■

件 名 : 漁業取締船あまくさ
型 式 : 軽合金製 ステップ船首付ディープVオメガ型
竣 工 : 平成18年（2006年）3月

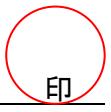
(個人が入札に参加する場合)
(様式第1号)

入札参加申込書

令和 年 (年) 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

申込人 住 所 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

ふりがな くまもと たろう 
氏名 熊本 太郎 印

電話番号 096-383-1111

入札参加要領及び売買契約書の内容を承知の上、令和8年(2026年)3月4日に実施される下記公有財産の一般競争入札への参加を申し込みます。

また、本申込書及び添付書類の全ての記載事項について事実と相違ないこと並びに一般競争入札参加に必要な資格を有していることを誓約します。

記

物件名 : 漁業取締船あまくさ

(注)

- 1 申込人欄は、契約予定者名で記入し、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。
- 2 印鑑登録証明書(入札公告日以降に発行された原本)を添付してください。
- 3 法人の場合は「役員の一覧(様式第2号)」も添付してください。

(様式第1号)

(法人が入札に参加する場合)

入札参加申込書

令和 年(年) 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

申込人 住 所 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

株式会社 熊本県庁

ふりがな
氏名

代表取締役 熊本太郎

印

電話番号 096-383-00xx

入札参加要領及び売買契約書の内容を承知の上、令和8年(2026年)3月4日に実施される下記公有財産の一般競争入札への参加を申し込みます。

また、本申込書及び添付書類の全ての記載事項について事実と相違ないこと並びに一般競争入札参加に必要な資格を有していることを誓約します。

記

物件名 : 漁業取締船あまくさ

(注)

- 1 申込人欄は、契約予定者名で記入し、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。
- 2 印鑑登録証明書(入札公告日以降に発行された原本)を添付してください。
- 3 法人の場合は「役員の一覧(様式第2号)」も添付してください。

役員の一覧表 記載例

(様式第2号)

役員の一覧表

【 法人名 株式会社 熊本県庁 】

令和8年（2026年）2月1日現在

注)商業・法人登記簿に記載されている役員全員を記載すること。

申込者が支店、営業所等である場合は、役員全員のほか、支店、営業所等を代表する者を記載すること。

委任状記載例

(様式第3号)

(代理人が入札に参加する場合)

委任状

代理人(受任者) 住 所 熊本市東区月出〇丁目〇〇番〇
ふりがな ひご じろう
氏名 肥後 次郎 

私は、上記の者を代理人と定め、令和8年(2026年)3月4日に実施される下記公有財産の一般競争入札に關すること及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

物件名 : 漁業取締船あまくさ

令和8年(2026年)3月4日

入札者(委任者) 住 所 熊本市中央区水前寺6丁目〇〇番〇

ふりがな くまもと たろう
氏名 熊本 太郎 

熊本県知事 木村 敬 様

(注)入札者(委任者)の印鑑は、事前に提出済みの印鑑登録証明書の印鑑を使用してください。

(様式第4号)

入札書

入札参加要領及び売買契約書の内容を承知の上、下記のとおり入札します。

記

■物件の表示

物件名 : 漁業取締船あまくさ

■入札金額

金		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
額										
		¥	○	○	○	○	○	○	○	○

令和8年(2026年)3月4日

入札者(委任者) 住 所 熊本市中央区水前寺6丁目〇〇番〇

ふりがな くまもと たろう
氏名 熊本 太郎

印

代理人(受任者) 住 所

ふりがな
氏名

印

熊本県知事 木村 敬 様

(記載上の注意)

- 1 入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 2 入札金額は、購入希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。
- 3 入札者本人が入札する場合は、入札者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記名押印(印鑑登録済みの印鑑)してください。代理人欄は空欄で結構です。
- 4 代理人が入札する場合は、代理人は、入札者(委任者)の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記入(押印不要)した上、代理人の住所・氏名を記入し、代理人が押印(委任状に押印した印鑑)してください。

入札書記載例 2

(代理人が入札に参加する場合)

(様式第4号)

入札書

一般競争入札参加要領等の内容を承知の上、下記のとおり入札します。

記

■物件の表示

件名：漁業取締船あまくさ

■入札金額

金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	○	○	○	○	○	○	○	○

令和8年(2026年)3月4日

入札者(委任者) 住所 熊本市中央区水前寺6丁目〇〇番〇

ふりがな くまもと たろう
氏名 熊本 太郎

印

代理人(受任者) 住所 熊本市東区月出〇丁目〇〇番〇

ふりがな ひご じろう
氏名 肥後 次郎

印

熊本県知事 木村 敬 様

(記載上の注意)

- 1 入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 2 入札金額は、購入希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。
- 3 入札者本人が入札する場合は、入札者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記名押印(印鑑登録済みの印鑑)してください。代理人欄は空欄で結構です。
- 4 代理人が入札する場合は、代理人は、入札者(委任者)の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記入(押印不要)した上、代理人の住所・氏名を記入し、代理人が押印(委任状に押印した印鑑)してください。

県有財産売買契約書（案）

売主熊本県（以下「甲」という。）と買主（落札者）（以下「乙」という。）とは、次のとおり県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

（売買物件及び代金）

第2条 甲は、末尾記載の公有財産（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。

2 売買物件の売買代金（以下「売買代金」という。）は、金（落札金額）円（うち消費税及び地方消費税相当額【県が算定した額】円）とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金（売買代金の10/100以上（円未満切上げ））円を甲に支払わなければならない。

2 入札保証金は、前項の契約保証金に充当するものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた額を、甲の発行する納入通知書により令和 年（ ）月 日までに支払わなければならない。

（遅延利息）

第5条 乙は、前条に定める期日までに売買代金を納入しなかったときは、当該期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納金額について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転と物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

2 甲は、売買物件を現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

3 乙は、売買物件を令和8年（2026年）4月23日午後4時までに搬出するものとする。

4 前項の搬出に係る経費は、乙の負担とする。

(所有権移転登記)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときは、所有権移転登記を行うものとし、乙は、所有権移転に必要な書類を甲に提出しなければならない。

2 前項の登記に係る登録免許税は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとしても、履行の追完、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(危険負担)

第9条 乙は、この契約の締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が天災その他甲の責めに帰することができない理由により滅失又は毀損した場合は、甲に對して売買代金の減免及び損害賠償を請求することができない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、この契約の締結の日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所若しくはその他これに類するもの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

2 乙は、この契約の締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、前条に定める義務の履行を確認するため、隨時に実地調査を実施し、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反した場合 売買代金の100分の10に相当する金額
- (2) 第10条に定める義務に違反した場合 売買代金の100分の30に相当する金額

2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なくこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が第10条に定める義務に違反したとき。
- (2) 乙が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」とい

う。) 第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

(3) 乙の役員又は使用人(条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。)が乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。

(4) 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(解除権行使時の返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権行使したときは、次に定めるところにより処理する。

(1) 乙が支払った売買代金は返還する。ただし、当該返還金には利息を付けない。

(2) 前号本文の規定にかかわらず、第3条第1項に定める契約保証金に相当する金額は返還しない。

(3) 乙の負担した契約の費用は返還しない。

(4) 乙が支払った遅延利息及び違約金並びに乙が売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第13条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を乙の費用で原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えていた場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還したときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第12条第1項に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用の負担)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、
甲、乙協議のうえ、決定する。

(裁判の管轄)

第20条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、熊本地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年(年) 月 日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 木村 敬

乙 〇〇〇

物件の表示

所在 : 宇城市三角町

物件名 : 漁業取締船あまくさ

規格 : 総トン数 27トン 軽合金製

主機関 ディーゼルエンジン 764kw × 2基

(その他設備、属具及び付属備品を含む)

竣工年 : 平成18年(2006年)

入札当日に持参する書類等チェックリスト

入札参加者	当日会場に来られる方	持参すべき書類等
個人の場合	本人	<input type="checkbox"/> 印鑑(事前提出の印鑑登録証明書の印鑑) <input type="checkbox"/> 入札保証金(封筒等に封かんした状態でご準備ください。) (購入希望金額の5/100以上に相当する現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手) <input type="checkbox"/> 入札書
	代理人	<input type="checkbox"/> 代理人の印鑑(委任状の受任者印として押印済みの印鑑) <input type="checkbox"/> 入札保証金(封筒等に封かんした状態でご準備ください。) (購入希望金額の5/100以上に相当する現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手) <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 委任状
法人の場合	代表権を有する者	<input type="checkbox"/> 法人の印鑑(事前提出の印鑑登録証明書の印鑑) <input type="checkbox"/> 入札保証金(封筒等に封かんした状態でご準備ください。) (購入希望金額の5/100以上に相当する現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手) <input type="checkbox"/> 入札書
	代理人	<input type="checkbox"/> 代理人の印鑑(委任状の受任者印として押印済みの印鑑) <input type="checkbox"/> 入札保証金(封筒等に封かんした状態でご準備ください。) (購入希望金額の5/100以上に相当する現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手) <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 委任状

(注)提出された書類は返還いたしませんので御了承願います。

落札後の手順

1 契約保証金

落札された方は、令和8年（2026年）3月11日（水）までに、契約金額の10／100以上に相当する金額をお支払いいただきます。

入札時に納めていただいた入札保証金を契約保証金に充当する場合は、その差額をお支払いいただくことになります

また、その場合は充当申出書を提出していただきます。

2 契約書

契約書を作成して2部お渡ししますので、2部ともに押印して熊本県に提出してください。契約締結の手続が完了しましたら、契約書の1部をお返しいたします。

3 売買代金

契約締結の手続が完了しましたら、代金納付書をお渡ししますので、熊本県の指定する金融機関でお支払いいただきます。契約保証金を売買代金に充当する場合は、その差額の代金納付書をお渡しします。

納付期限は、契約締結の日から15日以内です。

4 所有権移転等

代金納入確認後、譲渡証明書をお渡ししますので、物件の所有権移転の手続を速やかに行い、「登録識別情報等通知書」等、移転の証となる書類の写しを、引き取り前までに提出してください。

※代金を金融機関でお支払いいただいた後、すぐには入金の確認がとれない場合がありますので、所有権移転登記に必要な書類を受け取りに来られる場合は、念のために領収書を持参してください。

5 引き取り期限

令和8年（2026年）4月23日（木）午後4時まで、かつ所有権移転登録の確認後に引き取りをお願いします。

6 物件受領書

引き取りの際は、「物件受領書」に契約者本人の署名押印をいただきますので、契約書に押印された印鑑（印鑑登録証明書の印鑑）をお持ちください。

印鑑の持ち出しができない場合は、事前に様式をお渡ししますので、署名押印した「物件受領書」を引き取り時に持参してください。